

新潟市秋葉区農業委員会 9 月定例総会議事録

1 開催日時 令和元年 9 月 30 日（月）午後 3 時 30 分から午後 4 時 35 分

2 開催場所 秋葉区役所 601 会議室

3 出席委員 (15 人)

委員	1 番	鈴木 儀一
委員	2 番	長井 範親
委員	3 番	砂原 剛
農地部会長	4 番	佐藤 英一
委員	5 番	佐々木 和美
農地部会長	7 番	阿部 信行
農政振興部会長職務代理者	8 番	坂上 静男
委員	9 番	早川 秀則
委員	10 番	窪田 陽一
委員	11 番	上田 一男
会長	12 番	小倉 栄造
委員	13 番	伊藤 君雄
会長職務代理者	14 番	平野 榮治
農地部会長職務代理者	15 番	松田 洋一
委員	16 番	佐藤 千穂子

4 欠席委員 6 番 笠原 綱生

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

15 番	松田 洋一
16 番	佐藤 千穂子

第 2 議事

議案第 17 号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第 18 号	農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について

報告事項	新潟市農用地利用配分計画(案)について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 敏宏
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農地係	鈴木 浩
農政振興係長	白川 文夫

7 会議の概要

佐藤事務局長	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、令和元年度9月定例総会を開会いたします。 それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
局長	ありがとうございました。 それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日は、6番笠原委員から欠席届をいただいておりますが、会議は農業委員会会議規則第4条により成立しています。 それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。
議長(小倉会長)	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので15番・松田委員、16番・佐藤千穂子委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。
議長	議案第17号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案書1ページ、議案第17号、新潟市農用地利用集積計画の決定について

(白川係長)

てをご覧ください。

新津地区の売買が1件、筆数4筆、面積1,371㎡であります。

2ページは利用権設定の新規、中間管理事業分で、小須戸地区1件、筆数13筆、面積12,928㎡であります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

3ページをご覧ください。

新潟市農用地利用集積計画の公告について(依頼)案でございます。

農業経営基盤強化促進法第19条に基づく公告依頼年月日は令和元年10月15日となります。

4ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第17号は原案どおり決定しました。

議長

それでは次に移ります。

議案第18号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(鈴木主査)

それでは、議案書5ページをご覧ください。

議案第18号、農地法第5条許可申請に関する処分決定についてご説明いたします。

譲渡人A氏、譲受人B氏、

七日町地区の案件で、吉川推進委員の担当地区です。

本件は、売買による所有権移転にかかる転用許可申請です。

転用申請面積は、休耕田 1 筆 231 ㎡、休耕畑 2 筆 31.95 ㎡、計 262.95 ㎡で、譲受人B氏の住宅敷地建築を目的として、転用及び所有権移転を行うものです。

本件の申請地は、農振農用地区域外農地 3 筆で、10ha 以上のまとまりをもつ農地に接続していることから第 1 種農地と判定しました。

従って、第 1 種農地の許可要件に、住宅で集落に接続して設置されるものに関する項目を適用し、土地の代替性検討を行ったうえで許可されるものです。

なお、本件について転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、本件は農地部会に付されました。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長報告

令和元年 9 月 25 日に開催されました農地部会における、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 1 件の調査内容について報告します。

議案書 5 ページ 1 番の案件です。

本件の譲受人B氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、住宅がこの度欲しいと思い自分の敷地内に建てようと思ったが、親との敷地の権利で、親戚が大勢いて許可をもらうことが難しい。

それで、近所のBさんが畑を止めることからお願いしたいと思い、育児・介護のサポートを行いやすいため所有権移転の手続きを行ったとの説明を受けました。

次に、新築の計画はいつからか尋ねたところ、一年前から計画したが土地の権利の関係で難しくなり無理になったので、今回この形になったとのことでした。

また、駐車場について尋ねたところ、車庫でなくカーポートにするので図面には記載していないとのことでした。

部会としては、現地調査したところ、きちんと管理されており、境界もしっかりしていました。

許可になってから申請通りの建築を行うよう指導し、譲受人はこれを了

承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 18 号は、原案どおり決定しました。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

新潟市農用地利用配分計画（案）について

農地の転用事実に関する照会書について

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

農地法第 5 条転用届出に関する受理について

一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

(白川係長)

(鈴木主査)

議案書の 6 ページをご覧ください。

新潟市農用地利用配分計画（案）についてであります。

小須戸地区 1 件、筆数 13 筆、面積 12,928 m²であります。

8 ページをご覧ください。

報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。

記載内容のとおり 3 件回答しました。

9 ページをご覧ください。

報告事項、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理についてです。

記載内容のとおり 3 件受理しました。

最後に 10 ページをご覧ください。

報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理についてです。
記載内容のとおり4件受理しました。
以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで令和元年度9月定例総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 松 田 洋 一

署名委員 佐 藤 千穂子